

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和元年11月21日（諮問第32号）

答申日：令和2年3月4日（答申第33号）

事件名：精神医療審査会における退院等の請求に係る審査についての行政文書に記録された個人情報の部分開示決定処分に対する審査請求に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、精神医療審査会における退院等の請求に係る審査についての行政文書に記録された個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）について、部分開示とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、令和元年9月10日、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し「請求者〇〇〇〇による精神医療審査会への、〇〇〇〇〇〇についての処遇改善請求・退院請求等の審査について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求受付、〇〇月〇日付けで受理通知され、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで県より文書回答のあったもの）、精神医療審査会のその当時の医療関係者や患者などへの聴取の記録（証言録）や審査の状況の記録（議事録）など審査に関連する文書、資料。」という内容の開示請求を行った。

## 2 実施機関の決定

実施機関は、令和元年9月24日、条例第19条第2項の規定に基づき、部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

## 3 審査請求

審査請求人は、令和元年10月11日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象個人情報に関して実施機関が行った本件処分のうち、病院管理者の意見陳述書における「退院等請求に関する意見」、秋田県精神医療審査会医療委員（以下「医療委員」という。）の意見聴取報告書における「調査結果及び医学的判断」及び秋田県精神医療審査会法律家又は有識者委員（以下「法律家又は有識者委員」という。）の意見聴取報告書における「調査結果」を開示しないこととする処分を取り消し、当該部分を開示することを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書、反論書及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求書における主張

ア 本件処分理由としている「秋田県精神医療審査会の審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関の職員の説明に

よれば、秋田県精神医療審査会は、中立な第三者機関として医学的、専門的立場で、事実に基づいて率直に調査結果や医学的判断を意見聴取報告書に書いている。しかし、誰がどのような判断をしたのかというのを患者や病院に見せることになると、それを懸念して簡単に書いてしまうことが考えられる。そうすると、公正な審査をするという大原則が守られないという主旨のことであった。

そうであるならば、氏名を伏せたうえでの意見や判断などの内容のみの開示であれば、率直な意見や判断を得る事務に支障を及ぼさず、可能なのではないかと考える。

イ 今回開示請求した理由は、現在審査請求人は、入院中「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」ことについて、刑法（明治40年法律第45号）第176条強制わいせつ罪で告訴しようとしており、秋田県精神医療審査会での審査の際の調査や判断が告訴するための一つの証拠となると考えたためである。告訴の際に必要な、立証証拠となり得る情報を非開示とすることは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第230条「犯罪により害を被った者は告訴をすることができる」を実質的に阻害しており、本件処分により審査請求人は法的権利を侵害されている。

ウ 発言者等の氏名は別として、なぜここまでマスクングが内容について多用されているのか理由が知りたい。

## (2) 反論書における主張

ア 秋田県精神医療審査会の審査の結果通知は、単なる事実行為ではなく、行政処分に準ずる公権力の行使（強制力のある事実行為）であると考えられる。そのため、「現状を妥当とする処遇改善請求者に対する通知については、単なる事実行為であって行政処分とは認められないため、これに対する不服申立てはできないと解釈されている。」と

いう実施機関の解釈の適用は不適切ではないか。

イ 実施機関の弁明書によれば、病院管理者の意見陳述書の内容が、病歴や治療経過、患者の状況等を含めて具体的かつ詳細に記載しているものであるということから、病院管理者の意見陳述書は、同様の性質を持つ患者の診療記録と同じ立場にあると考えられる。〇〇〇〇〇では、平成11年4月に日本医師会において制定された「診療情報の提供に関する指針」に基づき、診療記録の開示が可能とされており、仮に患者と相対する立場になって記載した内容であっても診療記録を提供している。

したがって、病院管理者の意見陳述の開示についても問題はないと考える。

ウ 実施機関の弁明書では、まず、記載内容にかかる不満等から秋田県精神医療審査会委員（以下「委員」という。）に対する不信感や誤解が生じる可能性があるとして述べられているが、記載内容が秋田県精神医療審査会の中立、公平、公正な立場としての正当な内容であるならば、その内容について明確に説明していただければ、そのような不信感や誤解等が生じる心配はないと考える。

次に、記載内容の真偽又は詳細を確認するために、委員の私生活又は業務に支障を及ぼすような行為が行われる可能性が考えられると述べられているが、本件審査請求で求めているのは、あくまでも当時の審査資料の内容のみである。また、審査請求人は、委員自身やその私生活、その業務に興味はない。したがって、「審査委員氏名及び印影」については審査請求していない。

続いて、本県では委員の氏名は公表されていないが、委員となり得る対象者は限られているため個人の特定につながる可能性を否定できないと述べられているが、この所述は、なにをもって内容のみからそ

の個人の特定につながり得るのかが不詳であり、内容のみの開示を否認する理由として十分な理由足りえないと考える。加えて、ただ内容のみから、一般個人が当該委員を特定できるとは考えられない。

したがって、氏名を伏せたうえでの意見や判断等の内容のみの開示であれば、率直な意見や判断を得る事務に支障を及ぼさず、可能なのではないか。

エ 本件審査請求の理由としていた告訴については、現時点で、医療者に対する刑事訴訟であることを詳述する。

その上で、秋田県精神医療審査会は、実質警察より上位の、司法や医学的見地の入る判断をする機関であるため、その当時の審査資料は、事件を証明する上で純粋かつ有効な証拠となり得る。当該審査資料の内容は、強制わいせつ行為の立証に直結するものであり、本件処分と審査請求人の告訴の権利とは、十分に直接的な関係を持つと考えられる。このような事情から、この点については、条例第17条の2「実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（第16条第1号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。」という規定の適用が適当ではないかと考える。

### (3) 意見陳述における主張

反論書の提出後、警察に告訴状を提出し、これが受理されたため、審査請求の理由としている告訴の権利については解決した。しかし、この主張の真の要点は、本件対象個人情報が犯罪の証拠となることであって、この情報は、起訴になろうと不起訴になろうと、又は民事訴訟を行うことになろうと、証拠として必要になる。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象個人情報について部分開示決定を行った理由を次のように説明している。

- 1 秋田県精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第12条の規定により設置されている機関であり、委員は法第13条の規定により、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、知事が任命することとされ、法第14条の規定により、その指名する委員5人をもって構成する合議体で、審査することが定められている。

また、退院及び処遇改善の請求の審査においては、法第38条の5第3項の規定により、当該審査に係る請求者及び精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないとされており、同条第2項の規定により、その審査結果を知事に通知することとなっている。

- 2 精神医療は、一般に患者本人の意思によらない診察や入院、行動の制限等を行うことがあるという特殊性がある。そのため、秋田県精神医療審査会は精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行っている。

退院及び処遇改善の請求に基づく審査においても、精神障害者の適正な医療及び保護のため、本人の意思にかかわらず入院の継続及び処遇が適当であるかの判断が行われることから、審査結果と本人の意図する結果に相違が生じる場合もある。

- 3 一般に、病院管理者の意見陳述書における「退院等請求に関する意見」

では、当該退院等請求に関する意見について、病歴や治療経過、患者の状況等を含めて具体的かつ詳細に記載している。患者とは相対する立場になりやすいことから、仮に記載内容が本人に開示されることが前提となると、病院管理者は患者の感情や反応等を考慮して記載内容を簡略化するなど、意見の記載が消極化、形骸化するおそれがある。

また、医療委員の意見聴取報告書における「調査結果及び医学的判断」及び法律家又は有識者委員の意見聴取報告書における「調査結果」では、その全文において委員が当該退院等請求者並びに病院管理者からの意見や診療録等を参考に、処遇の適否について医学的、専門的見地から判断した内容を率直かつ具体的に記載している。仮に記載内容が本人に開示されることが前提となると、委員は本人の感情や反応等を考慮して記載内容を簡略化するなど、判断結果の記載が消極化、形骸化するおそれがある。加えて、上記により意見陳述書及び意見聴取を行った委員の報告を基に最終的な審査を行う合議体たる秋田県精神医療審査会の審査に著しく支障を来すおそれがある。さらに、その記載内容にかかる不満等から委員に対する不信感や誤解等が生じる可能性があり、記載内容の真偽又は詳細を確認するために、委員の私生活又は業務に支障を及ぼすような行為が行われる可能性が考えられる。本県では委員の氏名は公表されていないが、委員となり得る対象者は限られているため個人の特定につながる可能性を否定できない。したがって今後の当該審査会業務の適切な遂行にも支障を及ぼしかねない。

以上のことから、これらの情報はいずれも条例第16条第7号二に該当するものと判断して非開示とした。

- 4 法第38条の5第6項の規定による現状を妥当とする退院等請求者に対する通知については、単なる事実行為であって行政処分とは認められない

ため、これに対する不服申立てはできないと解釈されている。

## 第5 調査審議の経過

- (1) 令和元年11月25日 諮問の受付
- (2) 令和2年 1月14日 審議
- (3) 同 年 2月 3日 審査請求人が意見陳述
- (4) 同 年 2月21日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 医療保護入院について

医療保護入院について、法第33条第1項は、精神科病院の管理者は、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって当該精神障害のために本人の同意に基づき入院が行われる状態にないと判定されたもの等について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる旨規定している。

なお、審査請求人は、医療委員の意見聴取報告書の「入院治療歴」欄の記載によると、平成〇〇年〇〇月〇日から医療保護入院をしていることが確認された。

### 2 退院等の請求について

法第38条の4は、精神科病院に入院中の者又はその家族等は、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる旨規定し、法第38条の5第1項は、都道府県知事は、退院等の請求を受けたときは、

当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない旨規定している。

### 3 精神医療審査会について

秋田県精神医療審査会は、法第12条の規定により設置されている機関であり、委員は法第13条の規定により、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、知事が任命することとされ、法第14条の規定により、その指名する委員5人をもって構成する合議体で、審査することが定められている。

また、退院等の請求の審査においては、法第38条の5第3項の規定により、当該審査に係る請求者及び精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないこととされている。

### 4 本件対象個人情報及び本件処分について

本件対象個人情報は、秋田県精神医療審査会における審査請求人が行った審査請求人自身の処遇改善の請求（以下「本件退院等請求」という。）に係る審査についての、病院管理者及び保護者の意見陳述書並びに医療委員及び法律家又は有識者委員の意見聴取報告書に記録された個人情報である。

実施機関は、本件処分において、本件対象個人情報のうち、次の(1)から(4)までに掲げる情報を非開示とした。

- (1) 医療委員の意見聴取報告書における「病名」
- (2) 保護者の意見陳述書における「住所」及び「氏名及び印影（続柄）」並びに医療委員の意見聴取報告書における「保護者」

- (3) 病院管理者の意見陳述書における「病院管理者の印影」
- (4) 病院管理者の意見陳述書における「退院等請求に関する意見」、保護者の意見陳述書における「退院等請求に関する意見（枠外含む）」、医療委員の意見聴取報告書における「請求者の陳述（患者）」、「調査結果及び医学的判断」及び「審査委員氏名及び印影」並びに法律家又は有識者委員の意見聴取報告書における「調査結果」及び「審査委員氏名及び印影」

実施機関は、これらの情報を非開示とした理由について、(1)の情報は、開示請求者の健康及び生活を害するおそれがあるため条例第16条第2号に掲げる非開示情報に、(2)の情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって開示することにより開示請求者以外の個人が識別され、かつただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため同条第3号に掲げる非開示情報に、(3)の情報は、開示することにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため同条第4号に掲げる非開示情報に、(4)の情報は、審査に必要な医学的、専門的見地からの判断や率直な意見等を含んでおり開示することにより秋田県精神医療審査会の審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため同条第7号に掲げる非開示情報に該当すると説明している。

なお、審査請求人は、(1)から(4)までに掲げる情報のうち、病院管理者の意見陳述書における「退院等請求に関する意見」、医療委員の意見聴取報告書における「調査結果及び医学的判断」及び法律家又は有識者委員の意見聴取報告書における「調査結果」について、非開示としたことを取り消し、開示することを求める旨主張している。このため、当審査会では、当該情報について、実施機関が条例第16条第7号に掲げる非開示情報に該当するとしたことの妥当性について検討することとし、その余の非開示とした情報については、審査の対象には含まないこととする。

## 5 条例第16条第7号（事務・事業情報）該当性について

本号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを非開示情報として規定している。

本号の趣旨は、県の機関等が行う事務又は事業は、法令等に基づき公益に適合するように行わなければならない、自らの判断と責任において適正に遂行することが求められていることから、開示することにより、これらの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とする合理的な理由があるとしたものである。

病院管理者の意見陳述書における「退院等請求に関する意見」には、患者の状況及び治療経過の記述を含む本件退院等請求に関する病院管理者の意見が記載されており、医療委員の意見聴取報告書における「調査結果及び医学的判断」及び法律家又は有識者委員の意見聴取報告書における「調査結果」には、委員が、本件退院等請求の請求者及び病院管理者からの意見や診療録等を参考に、処遇の適否について医学的、専門的見地から判断した内容が記載されている。

これらの情報は、精神医療は一般に患者本人の意思によらない診察、入院及び行動の制限等を行う場合があるという特殊性を持つことから、一般的に本人の認識や意に沿わない事項が多いことが想定され、病院管理者及び委員は、その内容が本人に開示されないことを前提に率直かつ具体的に記載を行っている。仮に、その記載内容が本人に開示されることが前提となると、病院管理者及び委員は、本人の感情や反応等を考慮して記載を簡略化することが予想され、その結果、意見や判断結果の記載内容の形骸化につながり、ひいては病院管理者の意見陳述書や委員の意見聴取報告書を基に最終的な審査を行う合議体たる秋田県精神医療審査会の審査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

この点に関し、審査請求人は、委員の意見聴取報告書について、委員氏名を伏せただけでの意見や判断等の内容のみの開示であれば、率直な意見や判断を得る事務に支障を及ぼさない旨主張する。しかし、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる医療保護入院の性質上、一般に意見や判断結果が本人の意に沿わないことが少なくないと考えられることから、たとえ委員が特定されないとしても、その記載内容が本人に開示されることにより、上記の支障が生じる蓋然性を否定することはできない。

また、審査請求人は、病院管理者の意見陳述書における「退院等請求に関する意見」について、病院で作成する入院診療記録と同じ性質を持つと考えられること及び本件医療保護入院に係る入院診療記録は既に開示されていることから、同様に開示すべき旨主張する。しかし、当該意見陳述書と入院診療記録とは作成目的が異なるうえ、当該意見陳述書における「退院等請求に関する意見」には、入院診療記録に記載されない情報が含まれる可能性があり、入院診療記録と同様に開示すべきとの審査請求人の主張は認められない。

したがって、これらの情報は、開示することにより、秋田県精神医療審査会が行う審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、条例第16条第7号に該当し、非開示としたことは妥当である。

## 6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、5において非開示情報に該当すると判断した部分については、裁判における証拠として必要となるものであるため、条例第17条の2の規定による裁量的開示を行うべきである旨主張する。しかし、そのことをもって、当該部分を非開示とすることにより保護すべき利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要があるとは認められない。

よって、実施機関が条例第17条の2の規定による裁量的開示を行わなかったことについて、これを不相当とする理由は認められない。

## 7 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

なお、審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

### 第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	小野寺 倫 子	秋田大学教育文化学部准教授
会 長	面 山 恭 子	弁護士
会長代理	加 藤 謙	弁護士
	坂 本 哲 也	医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院統括顧問
	佐々木 俊 幸	弁護士